

香川県新規産業創出支援センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年 3 月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第14号

香川県新規産業創出支援センター規則の一部を改正する規則
香川県新規産業創出支援センター規則（平成11年香川県規則第43号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第2（第23条関係）					別表第2（第23条関係）				
区 分	単 位	金 額			区 分	単 位	金 額		
		午前9時 から午後 5時まで の時間 において利 用する場 合	1日利用 する場合	午前9時 前又は午 後5時後 の時間 において利 用する場 合			午前9時 から午後 5時まで の時間 において利 用する場 合	1日利用 する場合	午前9時 前又は午 後5時後 の時間 において利 用する場 合
大型電波暗室利用 E M I 試験	1 時間 当たり	略	<u>20,000円</u>	略	大型電波暗室利用 E M I 試験	1 時間 当たり	25,000円	<u>18,750円</u>	31,250円
イミュニティ試験 （放射電磁界試験 を除く。）	1 時間 当たり	略	<u>16,800円</u>	略	イミュニティ試験 （放射電磁界試験 を除く。）	1 時間 当たり	21,000円	<u>15,750円</u>	26,250円
放射電磁界試験	1 時間 当たり	略	<u>21,600円</u>	略	放射電磁界試験	1 時間 当たり	27,000円	<u>20,250円</u>	33,750円
小型電波暗室利用 E M I 試験	1 時間 当たり	<u>6,050円</u>	<u>4,840円</u>	<u>7,560円</u>	小型電波暗室利用 E M I 試験	1 時間 当たり	<u>5,500円</u>	<u>4,125円</u>	<u>6,880円</u>
イミュニティ試験 （放射電磁界試験 を除く。）	1 時間 当たり	<u>2,750円</u>	<u>2,200円</u>	<u>3,440円</u>	イミュニティ試験 （放射電磁界試験 を除く。）	1 時間 当たり	<u>2,500円</u>	<u>1,875円</u>	<u>3,130円</u>
放射電磁界試験	1 時間 当たり	<u>11,880円</u>	<u>9,500円</u>	<u>14,850円</u>	放射電磁界試験	1 時間 当たり	<u>10,800円</u>	<u>8,100円</u>	<u>13,500円</u>

備考
略

別表第3（第23条関係）

区 分	単 位	金 額
略		
小型電波暗室使用 EMI試験	1測定1時間当 たり	<u>8,050円</u>
イミュニティ試験（放射電磁界試験 を除く。）	1測定1時間当 たり	<u>4,750円</u>
放射電磁界試験	1測定1時間当 たり	<u>13,880円</u>

備考
略

備考
略

別表第3（第23条関係）

区 分	単 位	金 額
略		
小型電波暗室使用 EMI試験	1測定1時間当 たり	<u>7,500円</u>
イミュニティ試験（放射電磁界試験 を除く。）	1測定1時間当 たり	<u>4,500円</u>
放射電磁界試験	1測定1時間当 たり	<u>12,800円</u>

備考
略

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。